別紙１

規則第３条第１項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF				0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF				0.03	
	2,3,4,7,8-PeCDF				0.3	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF				0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF				0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs	―	―	―	―	
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2,3,7,8-TeCDD				1	
	1,2,3,7,8-PeCDD				1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	―	―	―	―	
Total(PCDFs+PCDDs)		―	―	―	―	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5-TeCB(#81)				0.0003	
	3,3',4,4'-TeCB(#77)				0.0001	
	3,3',4,4',5-PeCB(#126)				0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)				0.03	
	2',3,4,4',5-PeCB(#123)				0.00003	
	2,3',4,4',5-PeCB(#118)				0.00003	
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)				0.00003	
	2,3,4,4',5-PeCB(#114)				0.00003	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5-HxCB(#156)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)				0.00003	
Total コプラナーPCB		―	―	―	―	
Total ダイオキシン類		―	―	―	―	
備考						

備考　１　排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng／m^3N（毒性等量にあっては、ng-TEQ／m^3N。）、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位をpg／L（毒性等量にあっては、pg-TEQ／L。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位をng／g（毒性等量にあっては、ng-TEQ／g。）とする。

２　実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

３　実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ＮＤ”と記載すること。

４　毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

５　規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。

６　用語の定義は、日本工業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

７　整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。